

在留外国人と言語(第4講)



公務員が提供するサービス

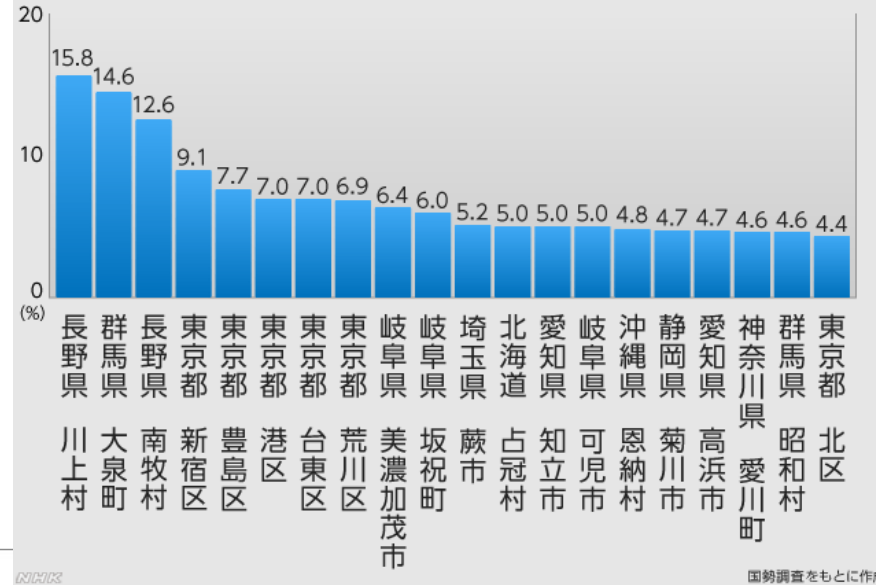
この講で学ぶこと

- ▶ 公務員とは全体の奉仕者であることを確認する。
- ▶ 在留外国人の数が増加している現在を確認する。
- ▶ 地方自治体で働く公務員が在留外国人に対して、どのような言語サービスを行っているか確認する。

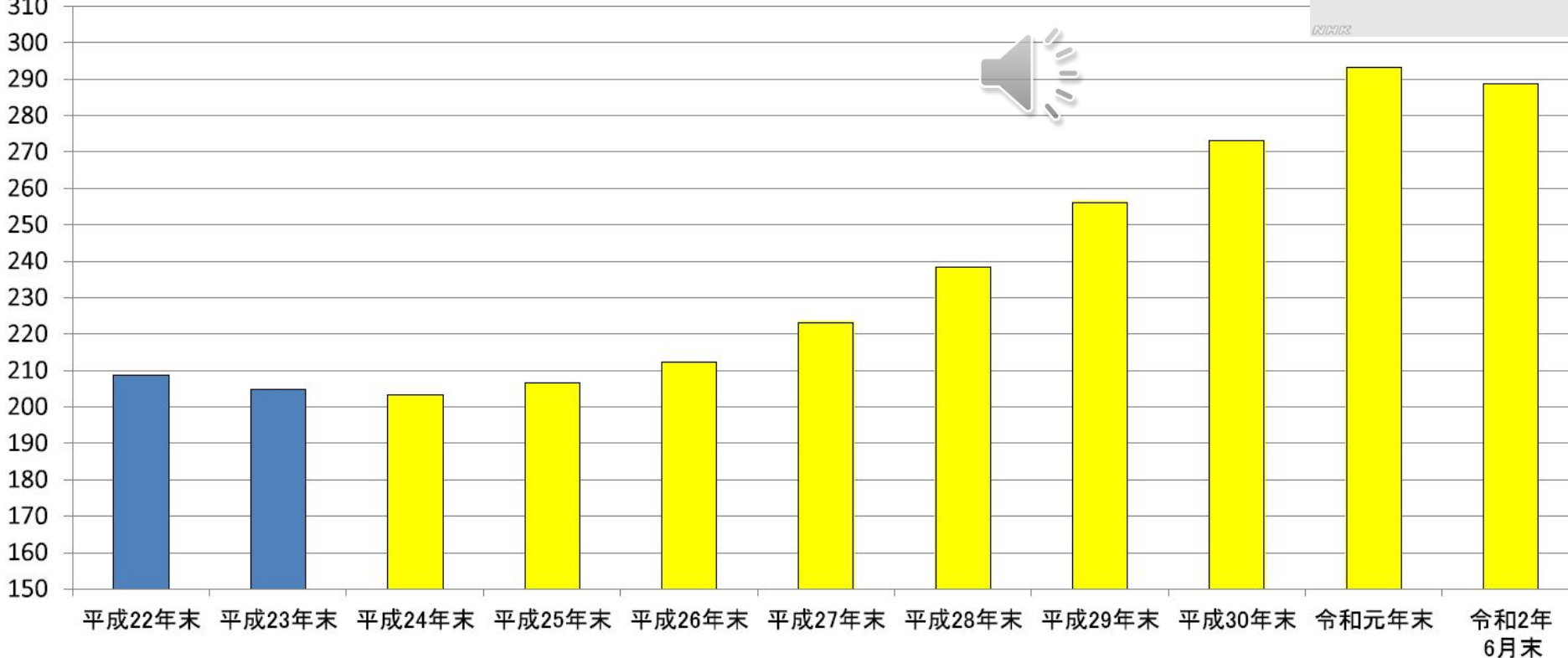


在留外国人の数の増加 10/2024の速報値では358万人

外国人の割合が高い市区町村（平成27年）



【第1-1図】 在留外国人数の推移(総数)



日本に来る外国人は、長期と短期に

- ▶ 外国人はどのようにして日本に移住するか。
- ▶ 観光客・ビジネス客→ビザ：15日から3か月ほど
- ▶ 在留外国人（長期滞在）→在留資格は3か月以上
- ▶ 在留資格を持っていると日本に長く滞在できる。→後ほど



入国審査



空港に到着したら入国審査を受けます。入国審査官が入国者のビザやパスポートを確認して、入国を許可します。

入国管理官になるためには、国家公務員採用一般職試験を受験して、出入国在留管理庁職員となります。



在留カード



- ▶ 住居地を定めた日から14日以内に、在留カードを持参の上、住居地の市区町村窓口に住居地の届出を行う。
- ▶ 在留カードが空港で交付されず、パスポートに「在留カード後日交付」と記載された場合は、パスポートを持参のうえ、住居地を定めてから14日以内に市区町村役場で転入届を提出する。

外国人が住民基本台帳に掲載されるまで

《改正後イメージ》

外国人

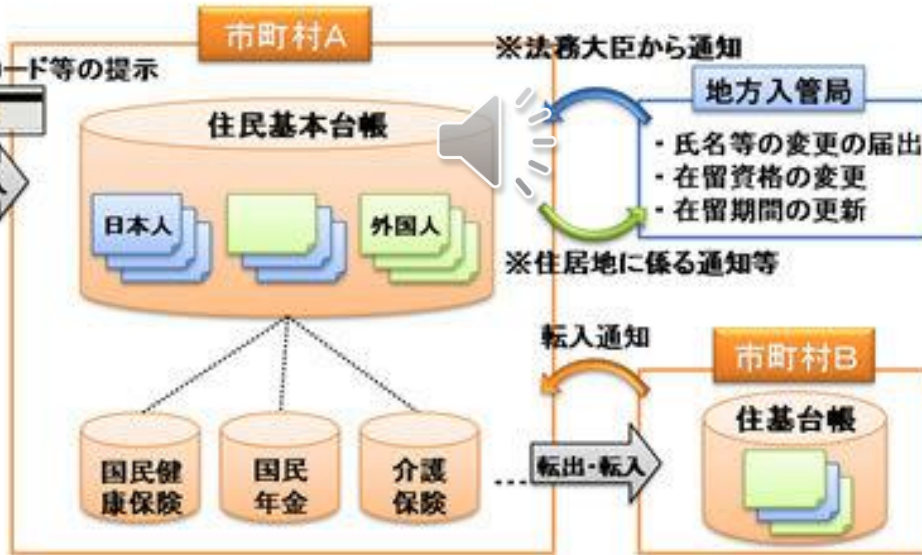


入国

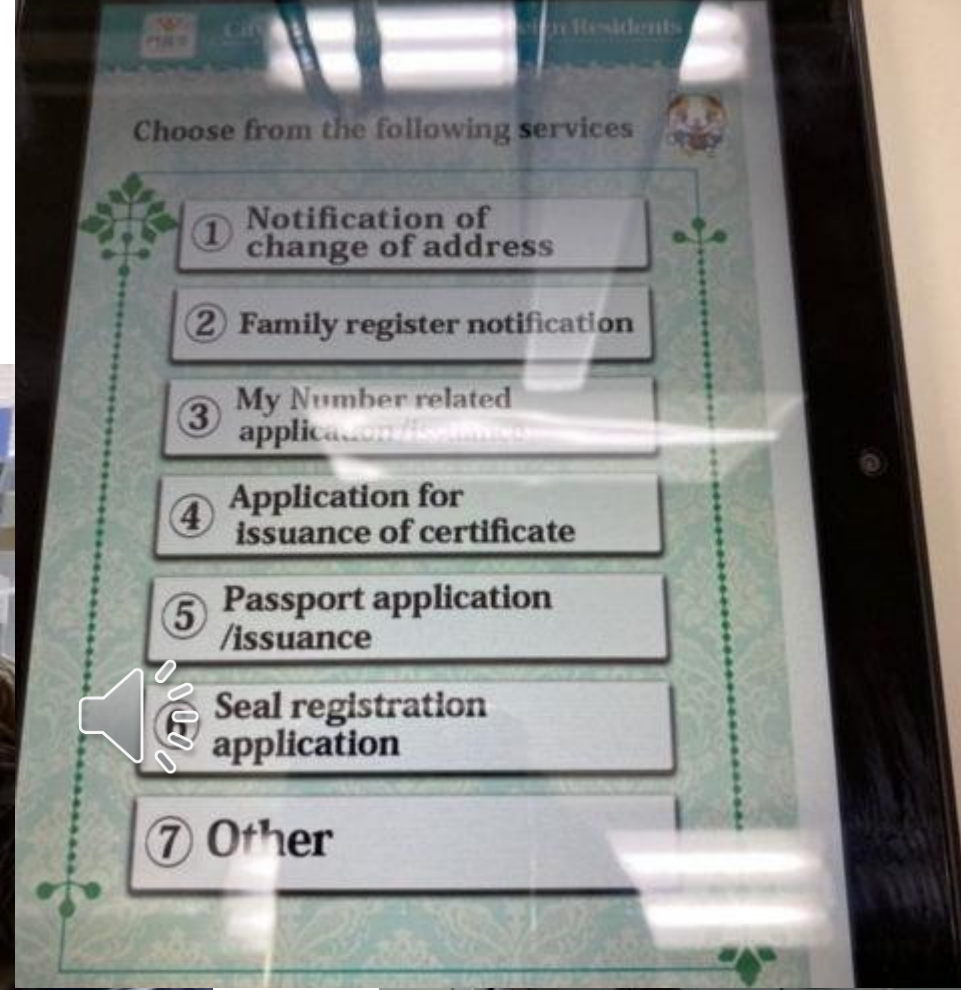


在留カード等の提示

転入



市役所の住民課



市役所で働くには？（ある市では）

- ▶ 応募先の市役所のウェブサイトや募集要項を参照する。
- ▶ 高校卒業以上の学歴が必要。
- ▶ 適切な職種を選ぶ:事務職、技術職、保健師など。
- ▶ 試験を受ける。1次試験、4月14日、2次試験、4月下旬にある。
- ▶ 1次試験は教養試験（40題2時間、専門試験40題2時間）である。
- ▶ 2次試験は、適性検査、論文試験、面接、集団討論試験がある。
- ▶ 内定後は、健康診断、試用期間を経て正式採用される。

外国人の就労は今までは制限されていた。

- ▶ 外国人労働者の雇用は厳しく制限されていた。
- ▶ ただし、労働力不足は深刻化してきた。
- ▶ 1990年の改正入管法で、日系の外国人にはビザの審査を簡略化した。（日系ブラジル人の大幅な増加）
- ▶ 1993年に「技能実習制度」が導入された。
- ▶ 2018年の改正によって、「特定技能」という在留資格が生まれた。



新たな外国人材の受入れ制度
2019年4月1日からスタート！

受入れ機関向け

在留資格

「特定技能」が創設されます

今回の制度は、深刻な人手不足の状況に対応するため、
一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れる制度です。



滞在資格の種類には？ 特定技能と技術実習 に着目！

居住資格	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者
活動資格	外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、 <u>特定技能</u> 、 <u>技能実習</u> 、文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在、特定活動

実習生（外国人技能実習制度）

- ▶ 外国人技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識を開発途上地域等へ移転することによって、当該地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として1993年に創設された制度である。
- ▶ たてまえは、労働力不足を補う制度ではないとされている。



特定技能（1号と2号）

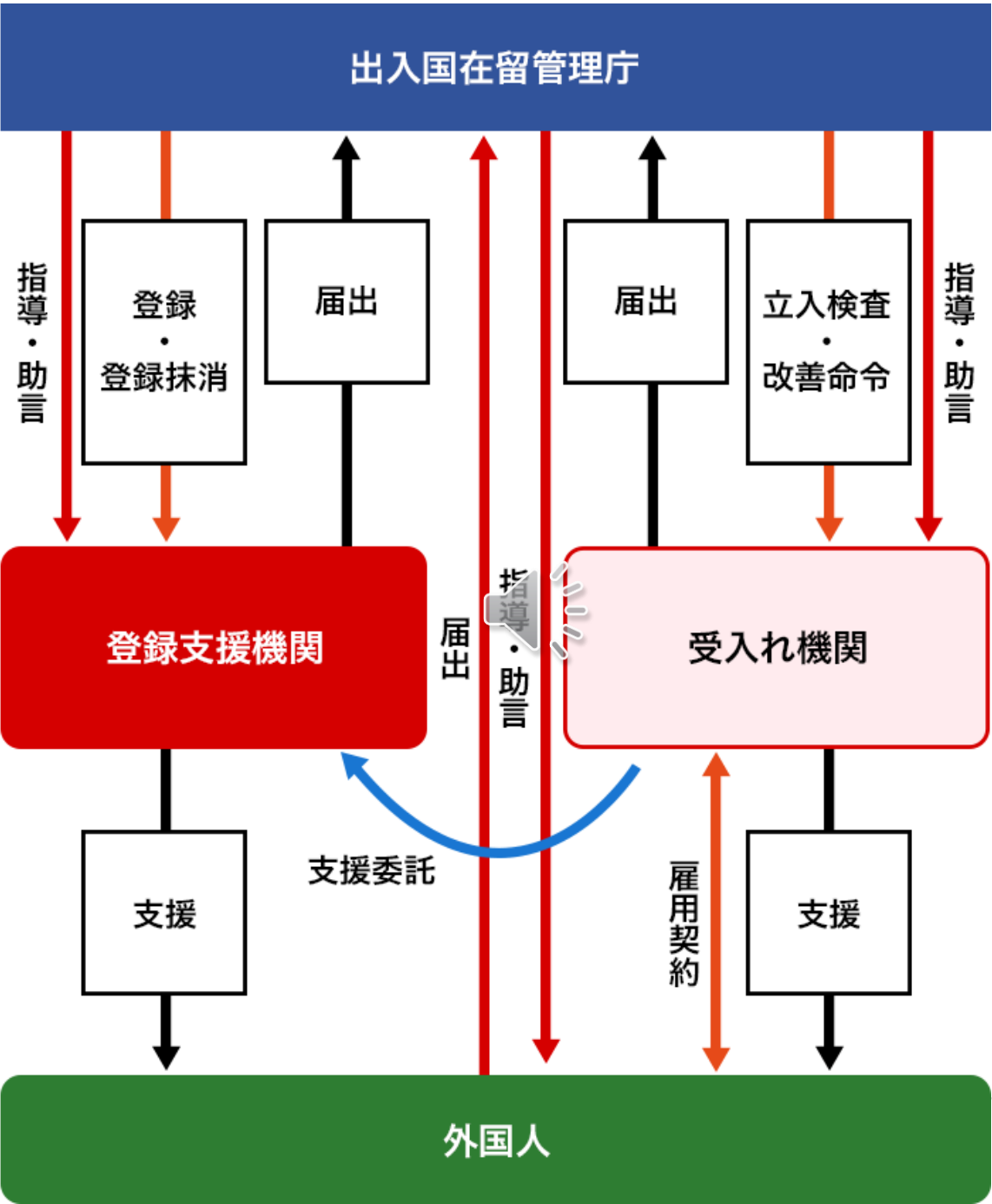
- ▶ 特定技能1号 14業種： 介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業
- ▶ 特定技能2号 受入れができるのは、造船・舶用工業)のみ。



1号特定技能外国人には企業の支援を行う義務がある

- ▶ 登録支援機関とは、「特定技能1号」の外国人を受け入れた企業（特定技能所属機関）から委託を受けて外国人の支援を行う、出入国管理局から認定を受けた機関である。受け入れ企業に代わって支援計画を作成するなどを行っている。





受入機関が行う仕事

- ▶ 1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準
 - ▶ ①外国人と結ぶ雇用契約が適切
 - ▶ (例:報酬額が日本人と同等以上)
 - ▶ ②機関自体が適切
 - ▶ (例:5年以内に入出国・労働法令違反がない)
 - ▶ ③外国人を支援する体制あり
 - ▶ (例:外国人が理解できる言語で支援できる)
 - ▶ ④外国人を支援する計画が適切
 - ▶ (例:生活オリエンテーション等を含む)
- ▶ 2 受入れ機関の義務
 - ▶ ①外国人と結んだ雇用契約を確実に履行
 - ▶ (例:報酬を適切に支払う)
 - ▶ ②外国人への支援を適切に実施
 - ▶ →支援については、登録支援機関に委託も可。
 - ▶ 全部委託すれば1③も満たす。
 - ▶ ③出入国在留管理庁への各種届出



登録支援機関

- ▶ **1 登録を受けるための基準**
- ▶ ①機関自体が適切
(例:5年以内に入出国・労働法令違反がない)
- ▶ ②外国人を支援する体制あり
(例:外国人が理解できる言語で支援できる)
- ▶ **2 登録支援機関の義務**
- ▶ ①外国人への支援を適切に実施
- ▶ ②出入国在留管理庁への各種届出



外国人雇用管理主任者

- ▶ 外国人雇用についての専門知識を身に付け、外国人雇用に関するトータル的なサポートができる人材の育成を目的として設立された資格である。



課題

- ▶ 外国人雇用管理主任者とはどのような役目を行うかまとめる。
- ▶ 外国人実習制度についてまとめる。
- ▶ 在留カードの機能についてまとめる。

